新旧対照表

資料11

○北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査要領

新	旧
（第１から第２の１まで省略） ２　調査事項 （１）有害興行の調査（条例第１５条関係） ア　興行者及び従業員が条例の趣旨、規制の内容を理解しているかどうかを確認するとともに、必要に応じ条例の趣旨、規制の内容を説明し、指導を行い、又は、理解と協力を求めること。 イ　入場しようとする者の見やすい箇所に、１８歳未満の者の入場禁止の掲示がされているかどうかを確認し、掲示されていない場合は所定の掲示を行うよう求めること。 ウ　**青少年（１８歳未満の者をいう。以下同じ。）**を入場させていないかどうか、また、入場者が青少年か否かまぎらわしい場合に、年齢の確認を行っているかどうかを確認し、入場させていたり、年齢の確認等を行っていない場合には、入場の禁止を求め、又は、年齢確認について指導を行うこと。 （以下省略）	（第１から第２の１まで省略） ２　調査事項 （１）有害興行の調査（条例第１５条関係） ア　興行者及び従業員が条例の趣旨、規制の内容を理解しているかどうかを確認するとともに、必要に応じ条例の趣旨、規制の内容を説明し、指導を行い、又は、理解と協力を求めること。 イ　入場しようとする者の見やすい箇所に、１８歳未満の者の入場禁止の掲示がされているかどうかを確認し、掲示されていない場合は所定の掲示を行うよう求めること。 ウ　**青少年（１８歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。以下同じ。）**を入場させていないかどうか、また、入場者が青少年か否かまぎらわしい場合に、年齢の確認を行っているかどうかを確認し、入場させていたり、年齢の確認等を行っていない場合には、入場の禁止を求め、又は、年齢確認について指導を行うこと。 （以下省略）

新旧対照表　　【参考】

○北海道青少年健全育成条例

新	旧
○北海道青少年健全育成条例 昭和30年4月2日条例第17号 （定義） 第14条　この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 **（1）　青少年　18歳未満の者をいう。** （2）～（7）　略 ２　略 第15条～第44条　略 第5章　削除 第45条から第52条まで　削除	○北海道青少年健全育成条例 昭和30年4月2日条例第17号 （定義） 第14条　この章以下（第5章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 **（1）　青少年　18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。** （2）～（7）　略 ２　略 第15条～第44条　略 第5章　北海道青少年健全育成審議会 （設置） 第45条　北海道における青少年の健全な育成を図るため、知事の附属機関として、北海道青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。 （所掌事項） 第46条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1）　知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項を調査審議すること。 （2）　前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務 ２　審議会は、青少年の健全な育成に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。 （組織） 第47条　審議会は、委員15人以内で組織する。 ２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。 （委員及び特別委員） 第48条　委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 （1）　学識経験を有する者 （2）　青少年の健全な育成に関係する団体の役職員 （3）　事業者（法人にあっては、その役職員） （4）　関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員 （5）　前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者 ２　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 ３　委員は、再任されることができる。 ４　特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。 （会長及び副会長） 第49条　審議会に会長及び副会長を置く。 ２　会長及び副会長は、委員が互選する。 ３　会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
	４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると

新	旧
	きは、その職務を代理する。 （会議） 第 50 条　審議会の会議は、会長が招集する。 ２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 ３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 （部会） 第 51 条　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。 ２　部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。 ３　部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。 ４　部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。 （会長への委任） 第 52 条　この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
第 53 条　略 （諮問等） 第 54 条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例（平成 16 年北海道条例第 90 号）第 22 条に規定する北海道子ども政策推進審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、第２号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。 （１）～（３）　略 ２　略 第 55 条～第 68 条　略	第 53 条　略 （諮問等） 第 54 条　知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第２号に掲げる場合で緊急を要するときは、この限りでない。 （１）～（３）　略 ２　略 第 55 条～第 68 条　略